



アメリカ EB-5 投資ビザ(永住)

目的: 一定金額を投資することで、規定以上の雇用創出を生みだし、要件満たした際に、グリーンカード(永住)取得可能となります。

<優位性&メリット>

- ・直接グリーンカード(永住)につながる現実的な道であり投資家本人、配偶者、21歳未満の未婚のお子様全員が永住権を取得可能です
- ・アメリカ経済は世界最強であり、国際投資市場における優位性があります。
- ・地域センターへの投資の場合、投資プロジェクトのマネージメントや自ら事業運営を行う必要がありません
- ・世界でも高水準の大学教育機関や高等教育機関が存在し、米国国籍と同様の授業料適用
- ・グリーンカード取得後5年経過すれば、米国国籍者としてパスポート申請が可能

<投資家ビザ取得のおもな要件>

以下の3つのうちどれかで申請します。

1. 180万ドルを投資: 2年以内に100名の米国人を雇用
2. 90万ドルを投資: 失業率が米国平均失業率の150%を超える地域に投資して、2年以内に10名雇用創出
3. 90万ドルを投資: 米移民局が指定した地域センター(Regional Center)内の新しい事業に投資を行い間接的に2年以内に10名雇用創出。

*3については「地域センター」とよばれる事業に投資を実施するため、アメリカ政府が認可している800以上の地域センターから選択し、この投資を実施することになります。地域センターは各州の地域振興計画や雇用計画により設置されています。

地域センターが扱う投資対象事業も州によって異なり、リゾート地、レストラン、教育、スタジアム、コンベンションセンター、居住エリア、インフラ建設など多様な分野になります。「投資」であるため事業の安全性が保証されているわけではありませんので、あくまでも申請者自身の自己責任の選択になります

- ・学歴や英語力・過去のビジネス経験・年齢制限などは問われません
- ・投資資金原資は法的に得た資金であること。
- ・健康診断や人物審査がクリアできること。

<投資先について>

ビジネスへ直接投資 (1 & 2)

- ・アメリカ国内の商業ビジネスや企業へ必要となる投資を実施
- ・アメリカ国籍・永住者を10名以上雇用創出

地域センターへ投資(3)

- ・選択した地域センターへ直接投資
- ・自らが投資プロジェクトのマネージメントや自ら事業運営を行う必要がありません

<申請手順・永住(グリーンカード)への道>

- ・申請後、許可された場合、当初2年暫定永住(Conditional Residency Visa)が発行となり、アメリカへ居住可能となります。
- ・その後、投資継続されていることを確認後、地域センターへの投資の場合、プロジェクトの管理含めて、おおむね完全なグリーンカード取得までには現在5-6年かかります。

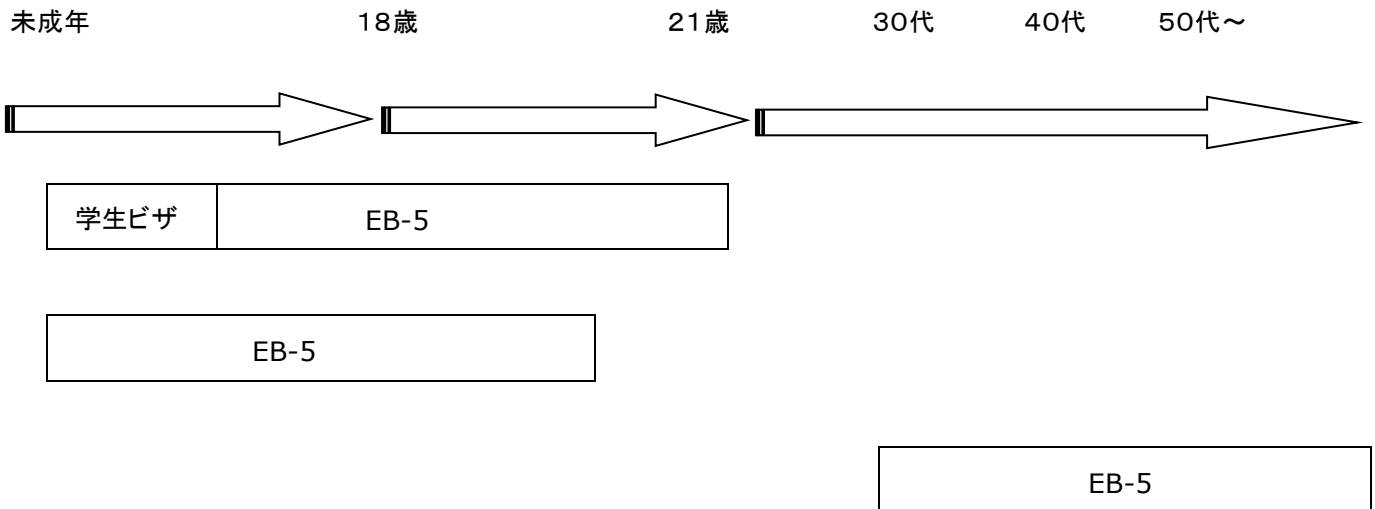
<国籍(パスポート)取得について>

永住ビザ(グリーンカード)取得最低5年以上経過後、居住要件を満たした上で、国籍申請が可能となります。

AOM Visa Consulting

Shiroyama Trust Tower 27F. 4-3-1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-6027
email: info@aom-visa.com Tel: 81-3-4540-6305 Fax: 81-50-8885-9318

どのような方に EB-5 は最適なのか？：



1. お子様の教育目的

アメリカは永住権保持者(グリーンカード)と非永住者では学費が2倍以上大幅に異なります。そのため、就学希望するご子息の為に、将来の準備をすることは有益です。この点を考慮し、扶養家族として早めにお子様のグリーンカード取得が理想です

2. 就職目的

アメリカビザで最も困難な点として、大学や大学院卒業をした場合、新卒採用で内定を企業から頂いたとしても、ビザ発給数の制限により(H1-B)、ビザが取得できない可能性が非常に高い事が現実です。そのため、大学や大学院留学が現地就職に直結しない点が他国移民国家と大きな違いです。この状況を防ぐために、大学卒業前までに EB-5 によりグリーンカードを取得しておくことで、就職内定を受けた場合、スムーズに現地勤務が可能となります。

3. 投資家として経済規模最大国へ移住希望

世界経済状況を考慮し、資本主義かつ経済大国であるアメリカを居住地としてグリーンカードを最短期間で取得希望の方

<グリーンカード保有者になった場合発生する義務>

<https://www.uscis.gov/green-card/after-green-card-granted/rights-and-responsibilities-permanent-resident/rights-and-responsibilities-a-green-card-holder-permanent-resident>

EB-5 を専門としているアメリカ移民弁護士および各地域センターとの連携により弊社は皆様のお手伝いを実施しております。ご相談はお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ AOM ビザコンサルティング
e-mail: info@aom-visa.com
Tel 03-4540-6305

〒105-6027 東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー27F
ホームページ: <http://aom-visa.com>
Fax: 050-8885-9318